

認定等手数料の額

認定等の区分 種別区分				手数料の額					
				型式認定試験 (1件につき)	型式変更認定 試験(1件に つき)	個別認定(1 個につき)	委託等による 型式認定試験 又は型式変更 認定試験(1 件につき)	認定型式の更 新(1件につ き)	受検場所の調 査(1件につ き)
非常 警 報 設 備	非 常 ベ ル 及 び 自 動 式 サイ レン	単 体 型	起動装置	100,000円(防雨型の機能を有するものにあつては、120,000円)	50,000円(防雨型の機能のみを変更するものにあつては、40,000円)	立会個別認定によるものにあつては35円、工場審査個別認定によるものにあつては30円	20,000円(構成部品に係る手数料を含む。)	5,000円(構成部品に係る手数料を含む。)	90,000円(ただし、受検場所の変更、検査設備の変更、品質管理方法の変更、製造工程若しくは社内検査体制等の変更、苦情処理・事故報告管理方法の変更又は個別認定方式の変更について受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。)
			表示灯	200,000円(防雨型の機能を有するものにあつては、220,000円)					
非常 警 報 設 備	非 常 ベ ル 及 び 自 動 式 サイ レン	組 込 型	一体型	音響装置を有しないもの又は認定型式の単体型を組み込むものにあつては、150,000円(防雨型の機能を有するものにあつては、170,000円) 音響装置を有するものにあつては、250,000円(防雨型の機能を有するものにあつては、270,000円)	100,000円(防雨型の機能のみを変更するものにあつては、40,000円)	立会個別認定によるものにあつては200円、工場審査個別認定によるものにあつては180円	20,000円(構成部品に係る手数料を含む。)	5,000円(構成部品に係る手数料を含む。)	90,000円(ただし、受検場所の変更、検査設備の変更、品質管理方法の変更、製造工程若しくは社内検査体制等の変更、苦情処理・事故報告管理方法の変更又は個別認定方式の変更について受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。)
			複合装置						
	放 送 設 備		増幅器及び操作部	280,000円	140,000円	立会個別認定によるものにあつては200円、工場審査個別認定によるものにあつては180円			

	増設用増幅器	120,000円	60,000円	立会個別認定によるものにあつては150円、工場審査個別認定によるものにあつては130円
	遠隔操作器	150,000円	75,000円	
	非常電話	200,000円	100,000円	
	通話装置			
	スピーカー	200,000円(音響パワーレベルを測定するものにあつては、270,000円)	50,000円(音響パワーレベルを測定するものにあつては、120,000円)	立会個別認定によるものにあつては8円、工場審査個別認定によるものにあつては6円
	パッケージ型自動消火設備	350,000円	175,000円	立会個別認定によるものにあつては2,300円、工場審査個別認定によるものにあつては1,700円
	その他の感知部	200,000円	100,000円	立会個別認定によるものにあつては130円、工場審査個別認定によるものにあつては100円
	放出口	15,000円	7,500円	立会個別認定によるものにあつては5円、工場審査個別認定によるものにあつては4円
	検知式放出口	200,000円	100,000円	立会個別認定によるものにあつては120円、工場審査個別認定によるものにあつては100円
	放出導管	10,000円	5,000円	※1 立会個

					別認定によるものにあつては5円、工場審査個別認定によるものにあつては4円
	選択弁等	16,000円	8,000円		立会個別認定によるものにあつては15円、工場審査個別認定によるものにあつては12円
	消火薬剤貯蔵容器等	20,000円	10,000円		立会個別認定によるものにあつては300円、工場審査個別認定によるものにあつては240円
	非常電源	23,000円	11,500円		立会個別認定によるものにあつては400円、工場審査個別認定によるものにあつては320円
	消火薬剤	100,000円	—		※2 立会個別認定又は工場審査個別認定によるものにあつては3円
自動 火災 報知 設備	地区 音響 装置	地区音響装置 音声切替装置	200,000円（ 防雨型の機能 を有するもの にあつては、 220,000円）	50,000円（防 雨型の機能の みを変更する ものにあつて は、40,000円）	立会個別認定によるものにあつては35円、工場審査個別認定によるものにあつては30円
	総合操作盤	650,000円	325,000円		立会個別認定によるものにあつては47,000円、工場審

			査個別認定によるものにあつては37,600円		
--	--	--	------------------------	--	--

注1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 \*1の手数料の額は、放出導管の場合は1m当たりの額（端数切り上げ）とする。

3 \*2の手数料の額は、1l当たり又は1kg当たりの額（端数切り上げ）とする。

4 委託等による型式認定試験又は型式変更認定試験とは、次による。

① 業務委託による依頼

② 検定等の既承認型式による依頼

③ 認定型式の単体型による一体型の依頼

④ 認定型式の組込型の中の単体型を単独の型式による依頼

5 型式認定試験、型式変更認定試験及び個別認定において、指定した場所以外の受検に係る旅費（当協会の旅費規程による。）及び人件費は、依頼者の負担とする。

#### 附 則

1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。

2 認定等手数料の額について（平成16年9月17日）を廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。